

子ども医療費助成を拡充（無償化・対象拡大）します！



これまで、子どもに対する医療費は、町が医療費の一部を助成していましたが、令和5年8月より0歳から高校生相当年齢にかかる医療費の全額を助成します。また、高校生相当年齢の子どもの医療費助成は、これまで医療機関窓口で医療費を一旦支払い、保健福祉課に申請する手続きがありましたが、受給券を利用できるようになります。

▶申請方法

- ・0歳～中学3年生
→申請不要です。（令和5年8月1日より使用可能な受給券は、7月下旬に発送予定です）
- ・高校生相当年齢（令和5年度は平成17～19年度生まれの子ども）
→申請が必要です。対象の方には6月下旬に書類を送付していますので、提出してください。
※既に高校生等医療費助成登録申請書を提出して頂いている方も、申請が必要となります。

▶子ども医療費助成の拡充イメージ

これまで			令和5年8月1日～		
対象	受給方法	自己負担金	対象	受給方法	自己負担金
高校生相当年齢	一旦医療費を支払い、後日返金の申請	通院：200円/回 入院：200円/回 調剤：無料	高校生相当年齢	受給券を使用	通院：無料 入院：無料 調剤：無料
0歳～ 中学3年生	受給券を使用	通院：200円/回 入院：200円/回 調剤：無料	0歳～ 中学3年生	受給券を使用	通院：無料 入院：無料 調剤：無料

※健康保険適用外の医療費といった、無償化の対象にならない医療費もあります。

※また、県外の医療機関など受給券が使えなかった場合は、これまで通り保健福祉課に申請することで支払った医療費の助成を受けることができます。

▶問合せ 保健福祉課保健係 ☎1603

夏期は食中毒が多発する時期です。

高温多湿となる夏期は、カンピロバクターや腸管出血性大腸菌O157などの細菌を原因とする食中毒が最も発生しやすい時期です。

千葉県では、夏期における食中毒の発生を予防するために、6月1日から9月30日までを「千葉県食品衛生夏期対策期間」とし、食中毒予防の啓発や食品営業施設への監視指導を強化しています。食中毒は飲食店だけでなく、家庭においても発生していますので、食品の取り扱いに注意して食中毒を防ぎましょう。

家庭でできる食中毒予防のポイント！

- ・肉や魚などの生鮮食品や冷凍食品は最後を買う。
- ・肉や魚などは汁が他の食品につかないようにビニール袋に入れる。
- ・冷蔵や冷凍の必要な食品は、持ち帰ったらすぐに冷蔵庫や冷凍庫に保管する。
- ・冷蔵庫や冷凍庫に詰めすぎない。
- ・包丁やまな板は肉用、魚用、野菜用と別々にそろえて使い分けるか洗って熱湯をかけてから使う
- ・冷凍食品は使う分だけ解凍し、冷凍や解凍を繰り返さない。
- ・作った料理は長時間放置しない。
- ・手洗い後、清潔な器具・容器で早く冷えるように小分けし、保存する。
- ・時間が経ち過ぎたものは思い切って捨てる。

▶問合せ 香取保健所（健康福祉センター）健康生活支援課 ☎0478-52-9161